

令和7年第4回太良町議会（定例会第4回）会議録（第4日）						
招集年月日	令和7年12月5日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和7年12月12日	9時30分	議長	江口孝二	
	閉会	令和7年12月12日	11時5分	議長	江口孝二	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席10名 欠席1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大 鋸 美 里	出	7番	竹 下 泰 信	出
	2番	森 田 政 則	出	8番	田 川 浩	欠
	3番	峰 正 雄	出	9番	所 賀 廣	出
	4番	江 口 孝 二	出	10番	川 下 武 則	出
	5番	山 口 一 生	出	11番	坂 口 久 信	出
	6番	待 永 るい子	出			
会議録署名議員	5番	山口 一生	6番	待永 るい子	7番	竹下 泰信
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今 泉 哲 也		(書記) 下 川 慎 二			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町 長	永 淵 孝 幸	環境水道課長	川 崎 和 久		
	教 育 長	岡 陽 子	農林水産課長	片 山 博 文		
	総 務 課 長	津 岡 徳 康	税 務 課 長	羽 鶴 修 一		
	財 政 課 長	西 村 芳 幸	建 設 課 長	安 本 智 樹		
	企画政策課長	江 口 薫	会 計 管 理 者	森 川 陽 子		
	商工観光課長	萩 原 昭 彦	学 校 教 育 課 長	與 猶 正 弘		
	町民福祉課長	田 崎 哲 次	社 会 教 育 課 長	西 田 一 夫		
	子育て支援課長	田古里 哲也	太良病院事務長	井 田 光 寛		
	健康増進課長	中 溝 忠 則				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和7年12月12日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第65号 | 太良町人権が尊重される社会づくり推進条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第66号 | 太良町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第67号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第68号 | 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第69号 | 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第70号 | 太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第71号 | 太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第72号 | 太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第73号 | 太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第74号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第11 | 議案第75号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第12 | 議案第76号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第13 | 議案第77号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案第78号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第15 | 議案第79号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第16 | 議案第80号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第17 | 議案第81号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第18 | 議案第82号 | 太良町過疎地域持続的発展計画について |
| 日程第19 | 議案第83号 | 令和7年度太良町一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程第20 | 議案第84号 | 令和7年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第21 | 議案第85号 | 令和7年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第22 | 議案第86号 | 令和7年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第3号）について |
| 日程第23 | 議案第87号 | 令和7年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について |

日程第24 議案第88号 令和7年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第25 閉会中の付託事件について

追加日程第1 議案上程

町長提案 議案第89号

町長の提案理由の説明

追加日程第2 議案第89号 教育委員会教育長の任命について

午前9時30分 開議

○議長（江口孝二君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 議案第65号

○議長（江口孝二君）

日程第1. 議案第65号 太良町人権が尊重される社会づくり推進条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（竹下泰信君）

この太良町の人権が尊重される社会づくりの推進条例ということで、別紙のほうで町民の責務といたしまして、2項のところ町が実施する人権施策に協力するように努めるものとするということですが、この町が実施する人権施策について具体的にどういう事例があるのか伺いたいと思います。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

まず、この条例を制定した後に基本方針等を定め、人権施策のほうを今から定めていくような予定をしております。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

それについては、何というかな、第5条のほうに基本方針ということで定めるということになってます。この基本方針については、太良町の人権施策の推進審議会において審議をするということになってますけれども、この審議会のメンバーですけれども、どういうメンバーを念頭に置かれているのかお尋ねしたいと思います。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

今、審議会の人数は約8名程度を予定しております。そのメンバーの構成員として今イメージしているところが、民生委員協議会の代表者や社会福祉協議会の代表者、障害者支援団体や教育委員会または学校長、医療関係者や公募の委員等を予定しております。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

先ほどメンバーを教えてくださいましたけれども、メンバーの基準というんですかね、選出する場合の基準というか、それとこの人権については幅広くなると思うんですよね。課をまたがったりなんかすると思いますけれども、その際の窓口はどこが担当するのか、その2点についてお尋ねします。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

メンバーの構成については、先ほど申しあげました幅広く教育から福祉のほう、また医療関係等を想定しております。一応、今回の人権条例の窓口として、町民や事業所等からの相談等があった場合の窓口は町民福祉課のほうを想定しております。

以上です。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第65号 太良町人権が尊重される社会づくり推進条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第2 議案第66号

○議長（江口孝二君）

日程第2. 議案第66号 太良町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（竹下泰信君）

これも別紙のほうですけれども、第1条からずっと書いてあります。1条のところ、この乳児等通園支援事業については設備及び運営の基準に関して必要な事項を定めるものとするということで、2条に最低基準というのがあります。この最低基準というのはどういうのが最低基準になっているのかお尋ねしたいと思います。

○子育て支援課長（田古里哲也君）

お答えいたします。

当事業は、既存の保育所とかこども園、こちらのほうで、うちでいうと余裕活用型のほうで事業を始めるというものにはなるんですが、そもそもの保育所の人員の基準がありますので、それと全く同じものになります。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

その具体的な最低基準というのが、これは新しく設けたんじゃなくて既存の最低基準というのが今まであって、それを踏襲するということになるんですかね。

○子育て支援課長（田古里哲也君）

議員お見込みのとおりでございます。

○7番（竹下泰信君）

既存の最低基準というのとはどのようなものかお尋ねしたいと思います。

○子育て支援課長（田古里哲也君）

お答えいたします。

保育所のほうの職員の配置基準になりますが、0歳児がおおむね3人につき1人以上の保育士、1歳から2歳児がおおむね6人につき1人以上の配置となっております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

同じく5条の5番目、乳幼児通園支援事業者は定期的に外部の者による評価を受けてありますけれども、この外部の者というのは具体的にどういう立場の方なのか、まずお伺いをしたいと思います。

○子育て支援課長（田古里哲也君）

お答えいたします。

2通りあると思うんですが、保育所として保育所のほうの通常の幹事会ですとか理事会、そちらのほうの評価と、あと県のほうで監査もありますので、そちらのほうの評価という認識しております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

それと、第6条、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない

いと書いてありますけれども、現在はどのような状況なんですか。

○子育て支援課長（田古里哲也君）

お答えいたします。

現在は、この保育所の基準どおりに行われていると認識しております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

それは各事業でそれぞれ決めている、決まっていらない、何回以上とか、そういう決まりはなく、自分たちで独自に決めているというふうに理解していいんでしょうか。

○子育て支援課長（田古里哲也君）

お答えいたします。

これは国のほうで認定保育所の基準がありますので、そちらの法律によって運営をされております。

以上です。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第66号 太良町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第67号

○議長（江口孝二君）

日程第3. 議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第68号

○議長（江口孝二君）

日程第4. 議案第68号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第68号 町長等の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第69号

○議長（江口孝二君）

日程第5. 議案第69号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第69号 太良町議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第70号

○議長（江口孝二君）

日程第6. 議案第70号 太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第70号 太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第71号

○議長（江口孝二君）

日程第7. 議案第71号 太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（大鋸美里君）

提案理由のほうで、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されたと書いてあるんですが、この虐待というのをどういうふうな範囲というか、ところで設定してあるかを教えてください。

○子育て支援課長（田古里哲也君）

お答えいたします。

全国的に保育士等による児童への虐待等が取り沙汰されておりますが、身体的、心理的どちらの虐待も対象となっております。

以上です。

○1番（大鋸美里君）

身体的、精神的というところ、幅広くだと思っんです。これは疑いの場合も通報するというふうになっているんですが、そういった事例がこれまで町内であったりしたのかどうか、それとその窓口等はどうなるのかを教えてください。

○子育て支援課長（田古里哲也君）

お答えいたします。

現在のところ、町内ではそういう事例は起こっておりませんが、今後窓口はうちの子育て支援課のほうを担当になりますので、こちらのほうに通報が来るようになっております。

以上です。

○1番（大鋸美里君）

ありがとうございます。

あと、私も周りで通報された方というのを知っていたりするんですが、疑い出したりするので、人権的なところに結構大きく影響するところも配慮が必要なというのもありますので、通報された側の配慮というの何かあるのかどうか、課として何か対策というか、その辺も考えているのかを教えてください。

○子育て支援課長（田古里哲也君）

お答えいたします。

もともとうちの子育て支援課のほうで要保護児童の対策ですとか、そういう対策も保育所とは関係なくというか、以前から対応しておりますので、児童相談所とか警察とか学校とかとも連携を行っておるところです。当然、個人的な情報ですので、その辺はもう十分に配慮をいたしております。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

これも別紙のほうですけれども、別紙のほうで25条の33条の10各号を云々というのがありますけれども、虐待は提案理由のところ虐待の名前が出てきますけれども、別紙のほうでどこがどう変わったのかというのがこの別紙を見てもなかなか分かりづらくなっています。ですから、もう少し具体的に書いてもらわんと質問するとしても質問がしにくいなと感じましたので、その辺についてはいかがですかね。

○子育て支援課長（田古里哲也君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、この条文だけの説明では説明不足かなという部分は確かにございますので、今後分かりやすく説明できるように対応したいと思います。

以上です。（「ぜひお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第71号 太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第72号

○議長（江口孝二君）

日程第8. 議案第72号 太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第72号 太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第73号

○議長（江口孝二君）

日程第9. 議案第73号 太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第73号 太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第74号

○議長（江口孝二君）

日程第10. 議案第74号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第74号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第75号

○議長（江口孝二君）

日程第11. 議案第75号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第75号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第76号

○議長（江口孝二君）

日程第12. 議案第76号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第76号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第77号

○議長（江口孝二君）

日程第13. 議案第77号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第77号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第78号

○議長（江口孝二君）

日程第14. 議案第78号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第78号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第79号

○議長（江口孝二君）

日程第15. 議案第79号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第79号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第80号

○議長（江口孝二君）

日程第16. 議案第80号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第80号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第81号

○議長（江口孝二君）

日程第17. 議案第81号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第81号 指定管理者の指定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第82号

○議長（江口孝二君）

日程第18. 議案第82号 太良町過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

○7番（竹下泰信君）

この持続的発展計画の案については全協のほうでも説明をしてもらいましたが、47ページから最後のほうですけれども、53ページまで事業計画が記述されております。この計画については、8年度から12年度ということで5か年になってますけれども、もし事情があってこれを変更する場合、変更するのができるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○企画政策課長（江口 薫君）

お答えします。

47ページ以降の過疎地域持続的発展特別事業分ですが、これはソフト事業になります。もしこれを変更する場合は、変更することは可能でございます。ただ、当然変更の手續にしましては、今回の策定と同じように議会のほうに議決をもらわないといけません。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

この変更する場合の手續というか、どのような手續になっているのかお尋ねしたいと思います。

○企画政策課長（江口 薫君）

お答えします。

まず、変更する議案をつくった後、議会のほうに議決をもらいまして、その後、総務大臣ほか関係する主務大臣のほうに変更計画書の提出、それをもって承認を経て変更という手續となります。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

この太良町過疎地域持続的発展計画を今回、令和8年度から令和12年度ということで刷新をされるってことなんですけれども、前回つくっていたものからどういったポイントを置いてこの計画を再度つくられているのか、その部分について教えてください。

○企画政策課長（江口 薫君）

お答えします。

前回の計画と比べて今回のポイントという内容の質問だと思います。

この過疎計画につきましては、法律に基づいてつくる必要がございます。それと、県の方針に沿って各市町でつくらなければならないというのがございます。もう一点が、来年度から実行するためには、スケジュール的にも12月、この議会にかける必要がございます。

こういった2点の内容から、ポイントといいますか、うちのほうの策定で気を遣ったところは、今後5年間でする事業を漏れなく記載するように、漏れないように、変更すること

がないように、そういった点を踏まえて各課のほうに依頼をしたところでございますので、そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第82号 太良町過疎地域持続的発展計画について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時 休憩

午前10時13分 再開

○議長（江口孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 議案第83号

○議長（江口孝二君）

日程第19. 議案第83号 令和7年度太良町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（待永るい子君）

補正予算書の19ページ、国民年金システム改修委託料についてお伺いをします。

システム改修ということは、何か内容が変わるから改修をするということだと思いますけれども、変わる内容についてお伺いをしたいと思います。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

国民年金システム改修委託料につきましては、令和7年度税制改正に伴うシステムの改修分でございます。

内訳としまして、2点改修のほうを予定しておりまして、特定親族特別控除額の対応分としまして20万8,000円、年金生活者の支援として7万7,000円の補正を行っております。1番目の特定親族特別控除の対応分なんですけれども、この扶養控除は19歳以上23歳未満の特定

扶養親族を対象とした措置で、一定の収入があったら控除から外れていたんですけれども、段階的に低減できるという法改正があっており、障害基礎年金や保険料免除等に所得判定をしますので、システム改修のほうを行っております。また、生活支援者の支援の分も税の判定の分を使用しますので、システムの改修のほうを行っております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

それでは、これは低所得者による支援金ですね。特別支援給付金の制度とは全然関係がないという、そういう対応というふうに考えていいんでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

今回の国民年金システムの改修委託料につきましては、議員がおっしゃる給付金の事業の分とは別でございます。

以上です。

○5番（山口一生君）

予算書の15ページ、ふるさと納税の配送コントロール業務委託料2,420万円の減額っておりますけれども、このお金を支払う必要がなくなったということなんですが、これは大分減ってますけど、ほかに連動して増える部分というのはないんでしょうか。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

今回、配送コントロール業務委託料2,420万円の減額を計上しておりますけど、これは提案理由にもありましたように、今年度11月からふるさと応援寄附金事業の管理業務を中間事業者へ委託している関係で必要がなくなったというものでございます。これが減ったからといって、新たに費用が発生するということはありません。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

そしたら、この2,400万円が外部に委託することによって丸ごと浮いたという認識でいいんでしょうか。

○財政課長（西村芳幸君）

議員御案内のとおりでございます。

○7番（竹下泰信君）

19ページの中ほどに障害者の自立支援の給付金ということで1,600万円ほど上がっております。提案理由を見ますと、この1,600万円については居宅生活や施設の訓練等に対し支援を行うもので、利用件数の増加の見込みということで1,600万円ほど上がっておりますけれども、どういう見込み、この内容がどうなっているのか伺いたいと思います。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

自立支援給付費のうち、当初予算のほうより大幅に件数の増が見込まれている分が、居宅介護と就労移行支援のサービスの分が大きく今後伸びる予定と見込んでおります。令和6年度の実績で、居宅介護のサービス日数が727日に対し、7年度の見込み分は約1.3倍の952日を見込んでおります。また、就労支援の分に関しましても、令和6年度328件に対し、7年度の見込みが584日のサービス日数の増を見込んでおります。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

この増加した理由ですたいね。どういう理由でこれだけ増えたのかお尋ねしたいと思います。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

サービスの利用者については、利用者の数が大幅に増えたり事業所が大幅に増えたりというわけではなくて、個人的にサービスを利用する方が増加していると理解しております。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

それは、高齢化が進んでいるということも理由の一つになるんですかね。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

全く別というわけではないんですけれども、移行支援につきましては法改正等に伴い事業所等のサービスの増加等ですね。高齢化に伴って増加している分があると思うんですけれども、そこまでの分析は行っておりません。

以上です。

○6番（待永るい子君）

11ページの県の補助金なんですけれども、さが酪農経営向上緊急支援事業費補助金というのが上がっていますけれども、まずその緊急という内容についてお伺いをしたいと思います。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

この歳入につきましては県費の歳入でございます、まず今議員が言われた緊急という内容につきましては、近年における猛暑において畜産物等が疲弊しているというような形で、緊急支援を県のほうで新たに設けられたというようなことでございます。

○6番（待永るい子君）

これは県の補助が2分の1ということで、支出としては27ページに28万2,000円で上がっておりますけれども、この差18万8,000円、これはどういうふうに関後なるのか、なったの

かお尋ねをしたいと思います。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃられたとおり、事業費につきましては県が2分の1、町が10分の1、残りは事業所様本人の負担となっております。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

18ページの中ほどに国民健康保険の特別会計の繰出金ということで、マイナスの485万2,000円ほどになってます。その下の国民健康保険の特別会計の繰出金ということで、510万円ほど上がってます。この内訳をお尋ねしたいと思います。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

国民健康保険特別会計繰出金の財政安定化支援事業の510万9,000円の減額につきましては、普通交付税の額の確定によるものでございます。

内訳といたしまして、現年度の予算額が1,556万5,000円程度ございました。確定額が1,455万円程度ありましたので、約510万9,000円の減額を行っているところでございます。

以上でございます。（「1,400.45万円。1,045万円」と呼ぶ者あり）

すいません、お答えいたします。

修正いたします。予算現額が1,556万5,000円、確定額が1,045万5,000円でございます。差し引きまして510万9,000円の減額でございます。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

町長の説明でも額の確定によるということの説明がありましたけれども、この額が減った理由ですたいね。額が減った理由についてはどういうことですかね。額がマイナスになった理由ですけど。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

この普通交付税の減額につきましては、まずはこの予算の策定に当たりましては、令和6年度ベースでの仮での数値を計上いたしておりますので、そこでは予算のほうで確定しておりませんので、この減額が生じたものでございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

11ページの地域生活支援事業の補助金がありますけど、この地域生活支援事業というのは具体的にどういうことでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

この分に関しましては、歳出のほうの19ページのほうに意思疎通支援事業委託料の1万6,000円の補正の分でございます。この分は、聴覚障害者が手話の通訳の方を依頼するときのコーディネイト費と派遣活動費となっております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

そしたら、手話以外に意思疎通の支援というのはどういふのがあるといふのでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

意思疎通支援事業で委託先が佐賀県の聴覚障害者となっております、手話の通訳以外は今のところ想定しておりません。

以上です。

○5番（山口一生君）

30ページの農林水産業費のガザミ蓄養施設撤去費補助金というのがあるんですけども、これは完全にもう撤去はされるということでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

蓄養施設につきましては、平成23年に整備されておりますけれども、この蓄養施設の基礎の部分については金額が膨大になることから、残すというような形で佐賀県有明海漁業協同組合が撤去されるわけですが、基礎の部分だけ残してほかの部分は撤去するというような形となっております。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

今のこのタイミングって、多分使い勝手が想定どおりになかったということだったと思うんですけども、今はガザミの蓄養というのが需要があるといふか、ニーズはあるのかなと思うんですけども、例えばこれを撤去してほかに造ったりとか、そういったことといふのは今考えられているのでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

今、担当課長が言いましたように、平成23年度に蓄養するというふうなことですが、これは軟甲ガザミあたりを入れながら、蓄養していこうというふうな取組でやられたわけですが、これがもう台風とか何かで傷んでしまって、みっともないような形になってしまったので撤去すると。そして、今後は漁協あたりから何かガザミを確保していく上でそういった施設をどこかに造ってほしいという相談があれば、そのとき話を聞きながら取り組む必要

があろうかなと、私は太良町の竹崎カニというのは食の観光の中でもメインでございますので、何か取組をしたいという思いはしております。しかし、海上であるのがいいのか、今、陸でいろいろなそういう蓄養施設も考えられております。

それで、そういったことで、この安定した供給ができるような施設というふうなのは絶対必要だと思いますけれども、これは全部を町がするわけではございませんので、これに関係される方々がどういった思いで計画をつくってこられるかというふうな中で判断をしていきたいと、このように思っております。今は抱卵ガザミといったことで、漁協とか商工会の旅館組合の青年部、そして竹崎カニ振興協議会という協議会の中でも抱卵ガザミをしていただいておりますので、そういったことで増えてくれればいいですけれども、今はこの有明海の海を含めていろんな変化がっておりますので、安定的な供給にはなかなか厳しいというふうなことを思っておりますので、関係者と協議の上、できたら蓄養は続けていきたいと、このように思っております。

以上です。

○5番（山口一生君）

町長の答弁、ありがとうございます。

今後、その関係者の方から計画等があれば執行部のほうでも真摯に検討をして、予算化できるのかどうか等、そういったところも考えていただけると、そういう理解でいいですかね。

○町長（永淵孝幸君）

議員お見込みのとおりですけれども、とにかく私が考えているのは、場所は何とかあるんじゃないかなという感じはするんですけれども、そこら辺の関係者がそこでいいよとか、いやそこじゃなくてこっちがいいよというふうなことであれば、関係者の意見を尊重しながら取り組んでいきたいと、このようなことでございます。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

このガザミの蓄養施設の総撤去費用はどれぐらいかかるんですかね、今回の。補助金になってますけど、全体で。

○町長（永淵孝幸君）

今回、ここに319万6,000円ほどを上げておりますけれども、この撤去費用としては355万円ほどを見込んであります。そして、今回いろいろな事情がございまして、90%町が撤去費用を見てやるというふうなことで計上しております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

町長は非常に前向きであってありがたいことですが、その蓄養場については漁協等が反対しとるのか、どういう状況、少しは進みおっかなと思ったんですけれども、その辺の状

況について詳しく説明を、される分についてしていただけないかと思えますけれども。

○町長（永淵孝幸君）

この撤去は、地元関係者、また漁協に相談があって、漁協から町のほうに幾らかでも補助をというお話の中で、今回90%という本当に高率の補助を提案したわけです。しかし、今後……（「そいじゃなか」と呼ぶ者あり）今後のことですよ。

すいません、もう一度お願いします。

○11番（坂口久信君）

今んとは別ですよ。

蓄養施設について、町長はある程度今も前向きですけれども、前向きに蓄養場をほら、今の部分については撤去、それはもう当然そうあるべきと思えますけれども、新しく蓄養場をしていただいて、そして非常にガザミも減っているような状況の中で、ある程度の冬場の確保で蓄養場ば、例えば我々は漁協の元のクルマエビの養殖場あたりば提案したりなんかした部分もあるんですけれども、その辺についての進捗状況が少しは進みおっかなと思っただけですけども、行き止まったような状況なので、その行き止まった状況はどういう状況で行き止まったのかというようなことを聞きたかったですよ。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

行き止まっている状況と申しましょうか、基本的に蓄養施設等につきましても町が直営でするというのは甚だ困難だと思われます。そういった中で、前回、先ほど撤去する施設についても佐賀県有明海漁業協同組合さんが管理者としてしていただいている現状でございましたので、まずはどうしても生産者の皆さんの取りまとめである佐賀県有明海漁業協同組合さんからそういった御提案をしていただきながら、また様々な関係機関の同意を得ながら造らなければならないというようなことで、その後そういった御提案がないというような形となっております。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

別に俺は撤去のどうのこうのば言いよつとやなかとよ。今は撤去するということは、何とかな、十分理解して話はしよるわけやけんが、その後、例えば漁業組合の元エビの蓄養場あたりを場所として、太良町にとってはもうカニなくてはなかなかそういう状況ですので、そこの利活用を進めてもらいたいという、その関係者がまず理解しとつかどうか分からんとですけども、その辺な我々も努力して、できるだけそういう場所を造っていただきたいというような格好に持っていきたいと思えますので、ぜひその辺について町長あたりに協力していただければと思えますけれども。漁協が反対しとるのか、中身は生産者が反対しとるのか、私も理解しとらんとですけども、その辺について町長は前向きですので何も言うこと

はなかつですけれども、その辺の関係者のあれが悪いのかどうか、中身について分かれば教えていただければと。

○町長（永淵孝幸君）

私は、先ほど来言っておりますように、太良町がカニがないと観光方面でも困るといったことで、カニは絶対必要だと、このように思っております。ですから、今議員御案内の漁協の横の蓄養施設あたりも使える分は腹いっぱい使って、そしてそこも利用しながら、そこでは多量的には少ないと私は思いますので、またほかのところで計画をするとか、そういったことを私は十分漁協含めて漁業者の方、そしてまた旅館組合、飲食店組合を入れてそういった要望が出てくると、私は出してほしいと逆に思います。太良町のこういった食を守る意味ではですね。

ですから、そういったことが出てくれば、また皆さん方とこうして御協議をしながら支援をして、しっかり太良町のカニを含めて、今カキは瀬戸内海ではかなりの被害を受けております。そういったことを含めて、太良町の実産物、そういったものを守っていききたいと、このように思っております。

以上です。

○1番（大鋸美里君）

22ページの病児保育事業市町負担金についてですが、これは割合としてこの数が出ているのかどうか、内容を教えてください。

○子育て支援課長（田古里哲也君）

お答えいたします。

この内容は、6年度の実績に伴って今年度の負担額が決まってくるので、その分の負担の増がありましたので、補正となっております。ちなみに、6年度実績は太良町で2人で、利用日数は35日間、広域の全体では91人の利用となっております。

以上です。

○1番（大鋸美里君）

これは待永議員の質問でもあったので、私もいろいろ相談を受けていたこともあって、そうだなと思いながら、お母さんたちの不安のところ、子供が何かあったときには自分が休んで基本的に見るというのを結構多くのお母さんはされてて、でもその休みがもう満々、特に未就学児、3歳以下のお母さんであればもう全部使ってしまって休めない。そして、自分の有休というか年休を使いたいけども、それは事業所によって使えないとか、そういうルールがあったりしてなかなか、そのために休むとそれは欠勤になって自分の給料がもう必然的に下がっていくと、何のために仕事をしてるんだろうという話もつい最近聞いたもので、でもこういった事業があるというのは本当にありがたいと、だけど極力自分が見るか、病気のときなので、誰かに預けるといのは抵抗もあると、でもこういった事業があるのはすごく

ありがたいということをお話されています。

ですから、使うか使わないかという、なるべく使わないような形で皆さんされているというのが現状かなというのを、私も20年前に使ったことはあるんですが、そんなときはもう誰もいないときにしか預けないというような、何か自分の子供ですからね。大浦の方というふうに言われたので、調べてみたら諫早のほうでもされていて、今後広域というところで今の現状と違うところとまた連携をして、もうそちらを使えるというような、そういったことというのは考えられているのか、それとももう調整はしたけど無理だったのか、その辺を教えてください。

○子育て支援課長（田古里哲也君）

お答えいたします。

確かに、議員おっしゃるとおり、大浦地区のほうからだと諫早のほうは大分近いということになりますので、そもそも協定が可能なのか、まずその辺の調査からしてみたいと思います。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

今、議員御案内のとおり、待永議員のときに答弁しましたように、単独でやるとなれば来てもらうのか分からないのに1,000万円以上の経費をかけて待っておかなきゃいけないという状況でありますので、今回これは六十数万円の負担金で広域で組んでいけばいいわけですね。しかし、嬉野まで行かないといけないと、それで例えば待永議員の場合は大浦の方と言われましたので、大浦の方が今、大鋸議員言われるように、向こうのほうに、諫早のほうにもしも働きに行っておられるとすれば、今担当課長が言いましたように、そういった長崎県の広域でやっておられる、そこに太良町が参加させてもらうのか、そこら辺はまた検討しなきゃいけないと思います。しかし、させてもらえばありがたいことだなと思います、単独でやるよりいいわけですから。ですから、そういったことで今後検討はさせていただきたいと思えます。

以上です。

○1番（大鋸美里君）

ありがとうございます。

ぜひ、結構諫早のほうにお仕事に行かれている方もいらっしゃるみたいですので、こういったことを町のほうでバックアップしていただけると、また町民さんの安心につながると思います。そういった声を今後、子育て支援課のほうで抽出できるような窓口とかというのは特別考えたりはされているのかを最後にお尋ねします。

○子育て支援課長（田古里哲也君）

お答えいたします。

特段、特別な窓口というのは御用意しておりませんので、直接子育て支援課のほうにお問合せいただければと思います。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

20ページが一番上の欄ですけれども、総合福祉保健センターの指定管理委託料ということで156万2,000円ほど上がってます。これについては、町長説明では電気料金等の高騰による増額ということですが、156万2,000円というのは指定管理委託料に含まれているのかどうかお尋ねしたいと思います。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

指定管理料の中に含まれております。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

では、指定管理委託料を、何というか、分けてやった、支払ったということによろしいんですかね。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

指定管理料を分けてやったということは、追加でやったという……（「追加で」と呼ぶ者あり）

今回の補正の分の内訳としまして、当初予算で光熱水費が1,000万円で組まれていたんですけども、7年度の当初予算を組むときにこの電気料金の引上げ分を見込んでいなかったと。実際、料金改定があって、引上げ分で不測の見込みが生じたので、今回補正をしまして、委託料の増額という形になっております。

以上です。（「ああ、委託料の増額ね。分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第83号 令和7年度太良町一般会計補正予算（第6号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 議案第84号

○議長（江口孝二君）

日程第20. 議案第84号 令和7年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第84号 令和7年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第21 議案第85号

○議長（江口孝二君）

日程第21. 議案第85号 令和7年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第85号 令和7年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第22 議案第86号

○議長（江口孝二君）

日程第22. 議案第86号 令和7年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第86号 令和7年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第23 議案第87号

○議長（江口孝二君）

日程第23. 議案第87号 令和7年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（坂口久信君）

簡水について、これは特別問題なかと思いますけれど、今後の簡水の配管の状況あたりば教えてくれるとよかと思うとばってん。今後するところがどのくらいあるのか、そしてどのくらいの進捗状況なのか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

現在、喰場地区と里地区と蕪田地区を継続事業として行っております。蕪田地区については、辺地対策事業債と下水道事業債を原資としまして、財源としまして工事を行っておりますが、大体令和9年度、10年度までで完了の見込みと考えております。また、喰場地区についてですけど、下水道事業債を財源としまして現在継続事業として配管換えを行っております。こちらについても、令和9年から10年が完了の見込みでございます。あと、大浦のほうは里

地区なんですけど、こちらのほうは一般会計からの基準外繰入金をいただいて現在配管換えのほうを進めております。こちらについても両地区同様、9年度から10年度の完了見込みでございます。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

そして、私はいつじゃい言うたと思いますけども、この配管の図面等のあれは十分、簡易水道も水道もしっかりばってん、図面等、ばらばらに入ったりなんか昔は結構しとったと思いますけども、その辺の整理はでけとりますか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

完了後の配管の位置等につきましては、現在管路システムということでデータ化されたシステムを導入しております。そちらのほうに2か年分を一緒に含めて更新するような形で、外部委託なんですけど、そちらのほうで整備をさせていただいております。

以上でございます。

○11番（坂口久信君）

まだ整理のでけとらん部分も残りがどのくらい、例えば距離にすればあるのか、何か所あるのか、その辺ば教えてください。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えします。

現在、町で管理してます町営水道につきましては、全路線、一応網図的には配置されております。しかしながら、以前の管路が精度が悪いものですから、うちの管理している路線の位置と、ちょっと現地のほうがずれている部分もございます。そういったところを現在配管換えをしている工事の図面を基に修正しているところでございます。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

関連の質問なんですけども、いろんな配管とかの更新の計画を今後立てていかないといけないと思うんですが、今年の夏ぐらいに佐賀市のほうで衛星の画像とかを使って漏水箇所を特定するようなサービスを試験的に導入をされているということがあって、これは宇宙水道局というのがあって、何かとつぴな感じもするんですけども、人をなるべくかけずに技術でそういったものを解決できるかと思うんですが、こういった新たな技術の活用についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

衛星を使って漏水箇所を発見する、そういう技術ということでございますけど、隣の鹿

島市さんも私どもの収集した情報によれば、そういった衛星を使った漏水調査を行うということを目にしたことがあります。太良町においては、そういった先進的にされている市町さんの情報を得ながら、それが太良町の漏水調査に活用できれば、今後活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第87号 令和7年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第24 議案第88号

○議長（江口孝二君）

日程第24. 議案第88号 令和7年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第88号 令和7年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第25 閉会中の付託事件について

○議長（江口孝二君）

日程第25. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨、申出がっております。

お諮りします。各委員長からの申出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付させます。

〔資料配付〕

○議長（江口孝二君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

お諮りします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定しました。

追加日程第1 議案上程

○議長（江口孝二君）

追加日程第1. 議案上程。

町長提案の議案第89号を上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

議案第89号は、教育委員会教育長の任命についてであります。

本案は、令和7年12月23日をもって任期満了となる岡陽子氏を再度教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いします。

○議長（江口孝二君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

追加日程第2 議案第89号

○議長（江口孝二君）

追加日程第2. 議案第89号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

本件については、除斥の規定はございませんが、岡教育長からの退席の申出がっておりますので、これを許可します。

〔岡教育長退場〕

○議長（江口孝二君）

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決します。

議案第89号 教育委員会教育長の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり同意することに決定しました。

岡教育長、入場してください。

〔岡教育長入場〕

○議長（江口孝二君）

この際、申し上げます。

今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきましては、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には、議長において善処することを承認願います。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

重ねてお諮りします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

今期定例会は、12月5日開会以来、本日まで8日間にわたり町政当面の諸議案を審議してまいりました。本日で閉会になり、特に緊急案件がない限り、令和7年の納めの町議会となりますので、一言御挨拶を申し上げます。

今年一年を振り返ってみますと、夏場の猛暑や局地的豪雨など異常気象の脅威や野生動物の被害に加え、頻発する大規模火災が印象に残る年でありました。特に、先月発生した大分市佐賀関地区の大規模火災では、木造住宅が密集し、生活道路が狭い集落で被害が拡大した状況を聞きますと、本町においても対岸の火事ではなく、常日頃からさらに防災意識を高める必要性を感じました。

政治に目を向けると、高市内閣の発足により憲政史上初の女性総理大臣が誕生しました。物価高騰が依然として続く状況ですが、責任ある積極財政を掲げる新内閣の動きから、本町にどのように波及していくか注目していきたいと思います。

そのような中、本町においては本年3月に町制施行70周年記念式典が開催され、これまでの歴史を振り返りつつ、輝かしい未来に向けて新たな決意を固める一年となりました。全国的な人口減少社会に本町も例外でなく突入していますが、町民の皆様の安心・安全な暮らしと持続可能な地域コミュニティーを維持できるよう、皆で知恵を出し合い、今後も活発な議論を重ねながら、次世代に住んでいてよかったと言ってもらえる未来をつくっていかねばなりません。

最後になりますが、町長をはじめ町執行部の皆様には、職員の英知を結集し、地域住民の声に耳を傾けながら各種業務に精励されていることに対し、改めて感謝を申し上げます。議員各位におかれましても、町民の代表として本町の発展と町民福祉の向上のために御尽力を賜り、心からお礼を申し上げます。

どうか皆様方にはくれぐれも健康に十分留意され、健やかな新年を迎えられますようお祈り申し上げます、閉会の御挨拶とします。

これをもちまして令和7年第4回太良町議会定例会第4回を閉会いたします。

午前11時5分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 口 孝 二

署名議員 山 口 一 生

署名議員 待 永 るい子

署名議員 竹 下 泰 信